



平成24年7月17日

各 位

会社名 三機工業株式会社
代表者名 代表取締役社長執行役員 梶浦 卓一
(コード番号 1961 東証第1部)
問合せ先 取締役常務執行役員
管理本部長 新聞 衛
(TEL 03-6367-7041)

本日の一部報道について

本日、一部の報道機関において、当社の過年度法人税追徴課税に関する報道がありました。そのうち、廃材売却の件につきましては、本年3月26日に公表しました「残材・廃材売却代金の不適切な経理処理について」(添付資料参照)に関するものであり、新たに発生した事実ではありません。また、本日報道された内容につきましては、当社が公表したものではありません。

なお、法人税追徴課税につきましては、海外経費に関しては東京国税局と一部見解の相違がありましたが、廃材売却の件を含め、指摘を真摯に受け止め前年度に納付しております。

添付資料：「残材・廃材売却代金の不適切な経理処理について」(平成24年3月26日付)

以上

添付資料



平成24年3月26日

各位

会社名 三機工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 有馬 修一郎
(コード番号 1961 東証第1部)
問合せ先 取締役常務執行役員
管理本部長 新聞 衛
(TEL. 03-6367-7041)

残材・廃材売却代金の不適切な経理処理について

この度、当社従業員が現場で生じた残材・廃材を売却した際に、その代金を適切に経理処理しなかったという事案が判明したことから、再発防止策等に関する内部調査を行いましたので、下記のとおりご報告いたします。

株主・取引先の皆様をはじめ関係者の皆様にご心配をおかけいたしましたことを心より深くお詫び申し上げます。

記

昨年7月から11月にかけて東京国税局により行われた当社に対する税務調査の結果、一部の工事現場において、残材・廃材をリサイクル業者へ売却した際にその代金を会社に入金していないケースがあったとの指摘がなされました。

当社は、既に2009年に残材・廃材の取扱いに関するルールを周知徹底しておりましたが、上記の指摘を受けて、外部の専門家（弁護士）を含めた内部調査委員会を設置し、本件を調査いたしました。

その結果、主として2006年度から2008年度において、現場で生じた残材・廃材売却代金について必要な経理処理を省略し、当該売却代金を会社に入金しないまま現場経費として使用していたことが判明いたしました。

当社は、本件に関与した従業員および部門管理責任者を懲戒処分とするとともに、上記ルールの運用徹底、社内教育等を通じた適切な経理処理の指導徹底、誓約書の徴求等により再発防止を図ることといたしました。

なお、本件につきましては、既に東京国税局へ修正申告しており（法人税等追徴税額約35百万円）、2011年度第3四半期決算に織り込み済みです。

当社といたしましては、今回の事案を契機とし、上記再発防止策の徹底に努めてまいります。

以上